

## 鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

### I 運賃料金の種別及び額

#### 1. 基本運賃料金

##### (1) 基準料率表

ア. 集荷つき貨物または配達付き貨物（第二種利用運送事業）

(単位：円)

| 種 別        |   | 5トン<br>コンテナ貨物  | 10トン<br>コンテナ貨物 |
|------------|---|--|----------------|
| 發送料        | 集貨または配達距離が10キロメートルまでのもの1個につき                              | 東京都区内及び大阪市内に所在する駅  | 11,060         |
|            |   | 政令指定都市（大阪市を除く）に所在する駅                                       | 9,970          |
|            |   | その他に所在する駅  | 9,430          |
| または<br>到着料 | 集貨または配達距離が10キロメートルをこえ50キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき |  | 2,510          |
|            |   | 集貨または配達距離が50キロメートルをこえ100キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき | 2,070          |
|            |   | 集貨または配達距離が100キロメートルをこえるものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき           | 1,530          |
| 鉄道運賃料金     | 利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。                                  |  |                |
| 事務手数料      | 1案件につき  | 5,000  |                |

##### (2) 割増および割引率表

ア. 割増率表

(単位：円)

| 種別                               | 内 容             |  | 割増率             |
|----------------------------------|-----------------|--|-----------------|
| 品目割増                             | 危険品             | ア. 火薬類   | 10割             |
|                                  |                 | イ. その他（ア. 以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの（放射性物質を除きます） | 3割              |
|                                  | 貴重品             | 日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの                          | 5割              |
|                                  | ばら物             | 作業困難なもの  | 3割              |
|                                  | 汚損品等            | 注1に掲げる貨物で作業上著しく身体衣類を汚損するものおよび身体に危害を及ぼすおそれのあるもの   | 3割              |
|                                  | 数物              | ア. 5トンコンテナ貨物1個当りの積載個数が350個以上のもの                  | 1割              |
| イ. 10トンコンテナ貨物1個当りの積載個数が700個以上のもの |                 | 1割   |                 |
| 冬期作業                             | A地区<br>(別表の適用駅) | 加算額  | 5トンコンテナ 1,200円  |
|                                  |                 |  | 10トンコンテナ 2,180円 |
|                                  | B地区<br>(別表の適用駅) | 加算額  | 5トンコンテナ 2,180円  |
|                                  |                 |  | 10トンコンテナ 4,140円 |

注1 (汚損品等貨物)

- a. 黒鉛、ドライ粉、かす類 (水分を含んだものに限ります。)
- b. 鮮魚、塩魚、塩類 (焼塩および食卓塩を除きます。) であってばらもの、同包装入のもの
- c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木で薬品を注入したもの、パルプ (乾燥不十分のものに限ります。)
- e. 汚損品類 (日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)

イ. 割引率表

| 種 別               |              | 割引率 |
|-------------------|--------------|-----|
| 発送料<br>または<br>到着料 | 一貫パレチゼーション貨物 | 1割  |
|                   | コンテナ通運デポ扱貨物  | 1割  |

2. 附帯料金

ア. 附帯料金率表

(単位：円)

| 種 別          |                                   |                                    | 料金率   |
|--------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------|
| 貨物引換証料       | 発送到着ごとに                           | 1通につき                              | 520   |
| 品代金取立料       | 発送到着ごとに<br>1個につき                  | 10,000円まで                          | 610   |
|              |                                   | 10,000円をこえるものは、<br>10,000円までを増すごとに | 350   |
| 着払手数料        | 発送到着ごとに<br>1個につき                  | 30,000円まで                          | 690   |
|              |                                   | 30,000円をこえるものは、<br>5,000円までを増すごとに  | 100   |
| 移送料          | 30メートルをこえるものにつき<br>30メートルまでを増すごとに | 5トンコンテナ貨物1個につき                     | 1,000 |
|              |                                   | 10トンコンテナ貨物1個につき                    | 1,980 |
| 保管料          | 利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。 |                                    |       |
| 指図手数料        | 1件につき                             |                                    | 610   |
| 証明書発行<br>手数料 | 1通につき                             |                                    | 520   |

3. 消費税及び地方消費税の運賃料金への加算  
運賃料金総額の消費税法等に基づく税率分

## II 運賃料金の適用方

### (適用範囲)

1. この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務およびこれに附帯する業務をおこなう場合に適用します。

### (運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとに適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達 of 各業務をおこなう場合に適用します。
  - (2) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

### (運賃料金の割増)

3. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 品目割増  
貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。  
この場合、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。
  - (2) 冬期作業割増  
別表（冬期作業割増）に定められた適用駅において、集貨または配達の業務をおこなうもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

### (運賃料金の割引)

4. 運賃料金の割引の適用方は、次のとおりとします。
  - (1) 一貫パレチゼーション貨物の割引  
一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷主の保有する荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業をおこなう場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。
  - (2) コンテナ通運デポ扱貨物割引  
日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものについては、発送料または到着料に対して適用します。

### (運賃料金計算の基礎)

5. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。
  - (1) 集配距離  
集配距離は、取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。
  - (2) 取扱駅適用の特例  
川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。また、大阪貨物ターミナル駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(3) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(4) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(運賃料金の計算方)

6. 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、コンテナ貨物 1 個ごとに計算します。

(2) 第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものによります。

ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達の業務のいずれかをおこなわない場合は、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料または到着料の計算方は、次によります。

ア. 基準料金表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

イ. 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。

ウ. 冬期作業割増を除く割増率で、2 種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。

エ. 割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む）は、そのうちの最も高い割増率によります。

オ. 2 種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。

カ. 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率を相互に加減した後、イ. による計算をおこないます。

キ. 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(実費負担)

7. 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合、または特別の負担、もしくは特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含みます。）を求められた場合は、実費によります。

(附帯料金の種別)

8. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 貨物引換証料

貨物引換証の発行の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(2) 品代金取立料

品代金取立の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(3) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。

(4) 移送料

集貨、配達または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお、移送距離は、車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(5) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。

ア. 発送貨物は、貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ. 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

(6) 指図書手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(7) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

(附帯料金の計算方)

9. 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他業務に対しては、実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

10. 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

(1) 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入します。

(その他)

11. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。

(別紙)

## 冬期作業割増

| 都道府県名 | 適用 駅      |                  | 地区区分 |
|-------|-----------|------------------|------|
|       | 線 名       | 駅 名              |      |
| 北海道   | 函館本線      | 札幌貨物ターミナル、滝川     | B    |
|       |           | 五稜郭              | A    |
|       | 室蘭本線      | 東室蘭、苫小牧          | A    |
|       | 根室本線      | 富良野、帯広、新富士、音別    | B    |
|       | 宗谷本線      | 北旭川、名寄           | B    |
|       | 石北本線      | 北見               | B    |
| 青森    | 東北本線      | 八戸貨物、東青森         | B    |
|       | 奥羽本線      | 弘前               | B    |
| 岩 手   | 東北本線      | 水沢、盛岡貨物ターミナル     | B    |
| 宮城    | 東北本線      | 宮城野、岩沼、名取        | A    |
|       | 仙 石 線     | 石巻港              | A    |
|       | 塩 釜 線     | 塩釜埠頭             | A    |
|       | 陸羽東線      | 古川               | A    |
|       | 仙台臨海鉄道線   | 仙台港、仙台西港         | A    |
| 福島    | 東北本線      | 郡山貨物ターミナル、郡山、東福島 | A    |
|       | 磐越西線      | 会津若松             | B    |
|       | 福島臨海鉄道線   | 小名浜              | A    |
| 秋田    | 奥羽本線      | 秋田貨物、大館、横手       | B    |
|       | 同和鉱業小坂鉄道線 | 小坂               | B    |
| 山形    | 奥羽本線      | 山形               | A    |
|       | 羽越本線      | 酒田港              | A    |
| 新潟    | 羽越本線      | 中条               | B    |
|       | 信越本線      | 黒井、柏崎、南長岡、東三条    | B    |
|       | 白 新 線     | 新潟貨物ターミナル        | A    |
|       | 北陸本線      | 青海               | B    |
| 長野    | 篠ノ井線      | 南松本              | A    |
|       | 信越本線      | 北長野              | A    |
| 富山    | 北陸本線      | 富山貨物、魚津          | A    |
|       | 氷見線       | 能町               | A    |
|       | 新湊線       | 新湊               | A    |
| 石川    | 北陸本線      | 金沢               | A    |
| 福井    | 北陸本線      | 南福井、敦賀港          | A    |
| 鳥取    | 山陰本線      | 湖山、米子            | A    |
| 島根    | 山陰本線      | 東松江              | A    |